

邊 英 治 著

『銀行監督の歴史』
—日本の銀行業とプルーデンス—

長 廣 利 崇

和歌山大学教授

本書は、1875～1935 年を主たる対象とした日本の銀行業に対するプルーデンス監督制度の形成とその実態について明らかにしている。プルーデンス監督とは、「銀行業に対する経営健全性の確保を主眼におく公的機関によるフォーマルな検査体制と定期的な通常検査（実地検査）の実施」（1-2 頁）を意味する。本書において、この監督制度は、大蔵省銀行検査として 1872 年に導入され（本格的な実施は 1875 年）、普通銀行制度の導入に伴う 1893～1914 年の後退期間を経て、1927 年に確立したことが明らかにされている。

本書は、序章、終章に加え 3 部 13 章から構成されている。

序章 銀行監督の起源と意義

第 I 部 国立銀行時代の大蔵省検査—未完のプルーデンス監督

- 第 1 章 プルーデンス監督のあけぼの
- 第 2 章 国立銀行とプルーデンス監督
- 第 3 章 有力国立銀行の大蔵省検査
- 第 4 章 中堅国立銀行の大蔵省検査
- 第 5 章 「華族銀行」の大蔵省検査

第 II 部 普通銀行時代のプルーデンス監督

- 第 6 章 プルーデンス監督のリバーサルとリスタート
- 第 7 章 普通銀行に対する銀行規制の出現
- 第 8 章 戦前期プルーデンス監督の確立

第 9 章 確立期におけるプルーデンス監督の実態

第 10 章 銀行条例時代における普通銀行検査の実態

第 11 章 昭和恐慌期における普通銀行検査の実態

第 III 部 戦時から戦後へ—プルーデンス監督の変容

第 12 章 戦時期における大蔵省検査の変容

第 13 章 戦後復興期における大蔵省検査の改革

終章 プルーデンス監督の形成と経済史的意義

本書では、先行研究に基づき、「プルーデンス監督」は、「銀行監督に関する法的枠組みの整備」、「専任の銀行検査官ポストの設置および独立した監督セクションの設立」、「定期的な実地検査の実施および検査後のアフターフォローや是正措置の実施」の 3 つを満たした段階（2 頁）と定義づけられている。現代においてプルーデンス監督が必要とされる理由は、健全な銀行が不良銀行の破綻によって「伝染」し破綻する可能性、情報の非対称性による「逆選択」の可能性（低い金利を要求できる優良な借り手が排除され、高リスクの事業を行う高い金利を受け入れる借り手が融資を受ける可能性）、および預金の保証によって預金者が銀行の経営内容をチェックするインセンティブが低下する可能性を事

前に排除することにある。しかし、これらの銀行監督の根拠は「戦後の時期（1960年代以降）を念頭に置いているため」、「歴史分析への適用可能性については慎重」（8頁）でなければならないとされる。

本書の学術的貢献は、戦前期日本のブルーデンス監督制度の確立時期を1927年と特定した点、世界的に見ても稀な銀行監督のリバーサルを発見した点、および国際的な視点から戦前期日本の金融システムに先進性があったことを明らかにした点にある。日本におけるブルーデンス監督は、大恐慌期を契機とする主要先進国よりも早い時期に確立されたという画期性を持つとされる。さらに、国立銀行時代の大蔵省検査において実施された「経営指導」は、複式簿記の普及や銀行経営の手法を銀行家に理解させる役割を果たした。大蔵省検査の役割は、簿記・会計問題といった初歩的なレベルの銀行経営上の課題を指摘し、是正指導を行うという教育的措置を施すことで、国立銀行業の近代化を促したとされる。

本書に対する疑問を示したい。第1は、ブルーデンス監督の効果についてである。第10章では、第八十五銀行に対する改正銀行条例後の大蔵省検査の実態が分析されている。1916年11月下旬、主任検査官の岡田信らによる実地検査が実施された。検査では、第八十五銀行が監査役の承認なしに副頭取の山崎嘉七らが自分の子息の名をかたり同行と「多額ノ取引」を行っていた点、横浜生命および横浜火災の代理店業務を定款の定めなく行っていた点、死亡に伴う銀行役員の欠員補充を行っていなかった点、各支店が「巨額ノ取引」を行っているにもかかわらず、支店長に経営が放任されていた点、帳簿の記帳方法の改善が必要である点、重役関係貸出の利率が低い点などが指摘された。検査の約半年後の1917年4月、第八十五銀行は、大蔵大臣宛に「整理実行ノ顛末開陳書」を提出し、改善点を上申している。疑問を感じたのは、こ

の「顛末開陳書」についてである。この文書には、銀行側の一方的な主張が綴られている可能性がある。大蔵省検査の効果を正確に把握するためには、文書での回答が実態に即しているか否かを慎重に検討する必要がある。また、本書で強調される大蔵省検査を契機として強化された支店監督体制についても、もし検査がなければ支店監督が従来のものであったといえるほどの根拠を提示すべきではなかろうか。

第11章では、昭和恐慌期における大蔵省検査と不良債権の整理の関係が分析されている。1931年、当時の西武銀行は、総額23万5千余円にのぼる不良債権を整理する方針を大蔵省に答申していた。「不良債権問題を経営課題として明確化したこと、その整理を具体的かつ厳しく求めたこと、結果的に西武銀行の不良債権問題を解決したこと、ここに西武銀行に対する大蔵省検査の実効性を見出すことができよう」（327頁）と結論づけられている。具体的には、西武銀行は、不良債権の整理状況を記した「整理状況報告書」を毎月提出する義務を課され、「西武銀行の経営者にとって大蔵省検査には一種の『脅し』としての側面」（314頁）があったとされる。大蔵省検査が西武銀行の不良債権処理に影響を与えたことは事実であろうが、その「実効性」については、より深い考察が必要ではなかろうか。法令に基づいた「整理状況報告書」の提出義務と経営への圧力を大蔵省が銀行に課してはいたものの、不良債権の回収を実際に担ったのは銀行の経営努力であった。「実効性」という概念を用いる際、どこまでが大蔵省検査の影響によるものか、あるいは検査の有無にかかわらず銀行の経営努力によって進展したのか、検討の余地が残されている。

本書ではブルーデンス監督の形成過程や実施状況が第一次資料に基づいて考察されているが、その効果を判断する際の指標をより明確にすべきだと思われる。「日本のブルーデンス監督の誕生を検討することで、日本の金融システムの先進性の一端を明らかにできた」（366頁）と述

べられているが、制度の形成だけでなく、その効果についても深く洞察すべきであると感じた。また、「リスクを考慮して、貸出ではなく、国債や植民地株などへの投資にシフトしていった理由の一端は、経済合理性よりも大蔵省検査の指導によってもたらされた」(367頁)プロセスについても詳しい説明が必要であると感じた。

第2の疑問は、大蔵省検査官と銀行家の関係性についてである。銀行家と検査官の関係を「親子に近い年の差」(292頁)、「親子ほどの年の差」(312頁)と記しているが、この関係が検査にどのような影響を与えたかについては触れていない。ただし、「老獪な銀行経営者との討論力」(272頁)を検査官が備えていたことに言及していることから、何らかの影響があったことは推察される。第9章では、銀行検査官の構成や求められる能力について言及されているが、書評者が特に関心を抱いたのは、銀行検査官と銀行家の関係性である。「解りの悪いのがやってたね、ブウブウ言ってね」「頭の有る人はそんな事言わないで急所急所は厳重に付きますけど、後は余り喧ましく言わなかったですよ」(319頁)といった引用からも、検査官の銀行家に対する態度や振る舞いには個人差があったことがうかがえる。この点が、大蔵省による銀行検査にどのような影響を及ぼしたのかについては、さらなる考察の余地があるだろう。著者は「銀行検査官の群像」(368頁)についての研究を準備中であるという。今後の研究の進展に期待したい。

第3は、序章で述べられた戦前期の銀行監督の根拠に関する疑問である。すなわち、銀行監督の根拠が戦後期に形成された議論に基づいているため、「歴史分析への適用可能性については慎重でなければならない」とされている。大蔵省検査による国立銀行の帳簿記載方法や会計概念に関する経営指導、1915年以降のインサイダー貸出の抑制により、旧産業や個人企業から新産業や組織化企業への投融資のシフトが進んだ可能性などは、銀行監督の根拠ではなく、

効果や結果である。情報の非対称性や逆選択などの経済学的概念が不在の戦前期において、銀行監督の根拠は何であったのかが気になる。

(名古屋大学出版会、2024年5月、408頁、6300円+税)